

岐阜市 中学校部活動指針 地域クラブ活動指針



令和5年6月
岐阜市教育委員会
ぎふ魅力づくり推進部



中学校部活動指針

令和5年6月

岐阜市教育委員会

目 次

1 基本方針

- (1) はじめに
- (2) 学校部活動のとらえ
- (3) 部活動への参加

2 学校部活動の運営について

- (1) 学校部活動に関する方針の策定
- (2) 運営組織及び会合等
- (3) 保護者会について
 - ① 保護者会との連携
 - ② 保護者会との関わり
- (4) 部活動の設置
- (5) 部活動の休・廃部
- (6) 多様化するニーズへの対応
 - ① 複数校合同部活動の促進
 - ② 合同チーム
 - ③ 中学校総合体育大会への参加

3 学校部活動の管理について

- (1) 活動時間
- (2) 休養日
- (3) 活動時間や休養日に関する留意点
- (4) 大会及び対外試合・コンクール等の参加
- (5) スポーツ障害の未然防止を含めた健康管理と事故防止
 - ① 生徒の健康管理
 - ② 事故の未然防止
 - ③ 熱中症事故の未然防止
- (6) 適切な会計処理
 - ① 部費
 - ② 会計
 - ③ 物品の購入にかかる業者の選定
- (7) 選手移動

4 学校部活動の指導

- (1) 指導にあたって
- (2) 顧問の役割
- (3) 外部指導者
 - ① 学校の基本方針に基づく技術指導
 - ② 管理・運営に対する助言・協力
- (4) 指導者の資質向上・体罰の根絶

1 基本方針

(1) はじめに

岐阜県内の中学校では、旧来より部活動に関わる様々な課題がある。近年は、少子化による部活動存続や教職員の働き方改革等の課題がある。また、令和4年7月に休日の学校部活動の地域移行を段階的に進めることが、スポーツ庁及び文化庁から示された。これらのことから、岐阜県教育委員会は、令和5年3月に「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を示した。

岐阜市においても、その運営や管理、指導等の拠り所となる共通理解事項等の具体について、校長会と検討を進め、学校部活動の段階的な地域移行を踏まえ、令和5年4月に「岐阜市中学校部活動指針」を改定するに至った。

(2) 学校部活動のとらえ (県ガイドライン p 4 「部活動の意義」より)

- ・部活動は、生徒がスポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。
- ・部活動の指導は、学校教育活動全体を通じて行われるべきものであり、その効果を高めるためには、実態に応じて、指導体制の工夫・改善によって持続可能な運営体制を整えるなど、組織的に運営していく必要がある。

(3) 部活動への参加 (県ガイドライン p 4 「部活動への参加」より)

- ・中学校の学習指導要領総則においては、部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」とあるように、同校の生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである。
- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校においては、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう、留意しなければならない。
- ・校長は、活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

2 学校部活動の運営について

(1) 学校部活動に関する方針の策定 (県ガイドライン p 4 「方針の策定等」より)

- ・校長は、本指針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ・部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

(2) 運営組織及び会合等

具体的な運営にあたっては、運営組織に委員会等を位置付け、メンバーによる会合を定期的または不定期に開催し、必要事項について協議する。以下にその具体例を示す。

① 部活動運営委員会

ア 部活動全体の運営や活動に関すること等について協議し、別に定める会則により運営する。

イ 委員長(PTA 会長)、校長、会計、学校部活動担当、各部育成会長、会計監査

② 部活動顧問会

ア 各部の代表顧問をもって構成し、指導部の部活動担当者とともに、活動上の諸問題について協議し、職員会等への議案の作成にあたる。

イ 部活動顧問会は、年度に2回以上、必要に応じて開く。

③ 生徒部長会(各部キャプテン会)

ア 各部の代表生徒で構成し、必要に応じて各部の問題、部活動全体の課題等について協議する。

イ 会は不定期に開催される。

④ 生徒部会

ア 各部に加入する生徒で構成し、必要に応じた係をおき、必要な事項について協議する。

イ 会は、各部の判断によって不定期に開催される。飲食を伴う会はこの範囲ではない。

⑤ 各部育成会

ア 部活動全体の運営や活動に関して協議し、別に定める会則により運営する。

イ 1年生加入後、3年生退会後の年2回開催を原則とし、その他必要に応じて開催する。

⑥ 保護者会

ア 部活動加入者の全保護者で構成し、別に定める会則により運営する方針等の確認、伝達の会とする。

(3) 保護者会

① 保護者会との連携

保護者が部活動に寄せる期待は大きく、教科の授業や学校行事などと同様に保護者の理解を得ることが重要であり、活動にかかる費用や、健康安全、体調管理などの面からも、保護者の援助、協力が不可欠である。日頃から信頼関係を築き、活動が充実したものになるよう心がける。

【保護者との連携のために】

(ア) 年度当初には活動方針や指導方針を文書により保護者会などで周知する。

(イ) 保護者との連絡体制を整備する。

(ウ) 部活動に関わる運営経費の徴収については、保護者会の担当者に委ねる。

(エ) 保護者の経済的負担に配慮する。また、用具や練習着、遠征などにかかる費用などの必要性を十分に説明し、同意を得る。

(オ) 緊急時の連絡先等を確認し、保護者と連携して適切な対応ができるようにする。

(カ) 大会や練習試合、遠征などでの生徒の移動手段は公共の交通機関の利用を原則とする。徒歩や自転車による集合の場合は、事前の安全指導を確実に行う。

(キ) 活動時や登下校時の事故により損害賠償責任を負った場合に備え、賠償保険に加入することも協議する。

② 保護者会との関わり

【適正な関係のために】

- (ア) 保護者会との協力体制の確立に努める。
- (イ) 部活動において必要となる貸借料金の使用、用具等の購入は保護者会に諮る。
- (ウ) 保護者会費(部費)の徴収や執行は、保護者会担当者に委ねる。支払いの立て替え等も行わない。
- (エ) 物品等購入の際の業者への支払いについては、保護者会担当者に委ね、顧問が関わることによるトラブルの発生を防ぐ。
- (オ) 物品の購入について保護者会と十分な連絡、連携を取ることはあっても、顧問が決定に関わることとしない。
- (カ) 保護者会費の管理や執行、会計報告の適正な管理運営に向け、必要に応じて顧問が助言する。

保護者会との緊密な連携は不可欠ではあるが、一方で保護者会費(部費)の取り扱い等不祥事につながる問題が起きていることも事実である。保護者会等との適正な関係を心がけることが重要である。

(4) 部活動の設置

- ・各学校の実情や長年の活動状況によるが、運動部活動以外の部活動も含め、原則として複数顧問配置できる部活動数とする。
- ・部活動の新設にあたっては、現在の部活動の継続を優先すると共に、単年ではなくて将来に渡る活動が維持(部員数、指導者の確保等)できるかについて十分検討する。

(5) 部活動の休・廃部

- ・各学校の実情や長年の活動状況によるが、運動部活動に限らず原則として複数顧問が配置できない状況になったとき、休・廃部の検討を行う。
- ・2～3年後の状況を鑑みながら判断基準を設け、周知徹底を図るなど段階的、計画的に進めることにより、理解を得る。
- ・休・廃部にあたっては、育成会や保護者会、PTA、更には校区小学校との連携を密にし、意見や意向を十分に踏まえ、計画的に推し進める。
- ・中学校総合体育大会以降の新チームで継続的な活動が難しい場合は、新1年生入部状況を視野に入れ、段階的に休・廃部についての協議を進める。
- ・集団スポーツについては、チーム編成に満たない部員数になったときに、複数校合同部活動の可能性も探りながら休・廃部について検討を行う。

(6) 多様化するニーズへの対応

① 複数校合同部活動の促進 (県ガイドライン p 5, 6 「複数校合同部活動の促進」より)

単一校において、希望する生徒はいるが部を設置していない、部は設置しているが部員数が少なく十分な活動ができない、また、専門的な指導ができる顧問がいないなどの運営上の問題がある場合に、近隣校と連携・協力し、複数校合同(岐阜市内において、校数を問わず部を合同設置する拠点校方式を含む)で部活動を設置し、行うことができる。

<複数校合同部活動を行う場合の原則>

- ・希望する中学校に、それぞれ部を設置し、顧問を置いている。
- ・中学校、生徒、保護者共に希望している。

- ・ 顧問又は保護者の引率により、安全に移動ができる。
(ただし顧問が引率する場合は、公共交通機関に限る。)
- ・ 関係校の校長が、互いに承認している。
- ・ 関係校間で、指導目標及び方針、指導計画等の調整を行い、共通理解を図る。

<複数校合同部活動の運営上の留意点>

- ・ 複数校合同部活動は、希望するスポーツや文化芸術等の活動等をやりたいという生徒の願いに応えるための措置であり、例えば、競技力や技術力の高い生徒を集め強いチームを編成するといった勝利至上主義を目的とするものではないことに十分留意する。
- ・ 複数校合同部活動を実施する際には、活動中の事故防止とともに、移動中の事故防止についても十分注意する。
- ・ 運動部活動において複数校が合同で構成したチームの大会参加については、出場する大会要項等の規定に従う。文化部活動において複数校合同グループの参加、学校と連携した地域の団体等の参加についても、参加する大会等の規定に従う。

② **合同チーム** (令和5年岐阜県中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規程より)

この規定は、岐阜県中学校体育連盟により、部員数の減少により単独チームによる大会参加ができなくなった場合に、近隣の学校と合同でチームを編成し、大会参加ができるようにする救済を目的とする。したがって、チーム力の強化を目的とする合同チームには適用されるものではない。

<合同チームの編成条件>

- ・ 合同チームとしてそれぞれの学校教育計画に基づいて活動している。
- ・ 合同チームの各校は、岐阜県中学校体育連盟に加盟している。
- ・ 合同チームとしての大会参加が、岐阜県中学校体育連盟に承認されている。
- ・ 合同チームとして参加できる種目は、個人種目のない以下の6競技とする。

バレーボール	6人	バスケットボール	5人	サッカー	11人
ソフトボール	9人	軟式野球	9人	ハンドボール	7人

<編成規準>

- ・ 既定の人数を下回った2校間または3校間を原則とする。
- ・ 既定の人数以上の学校と既定の人数を下回る2校以上による編成も可とする。
- ・ 合同チームの編成範囲は、同一地区を原則とするが、各関係校長が同意した場合は地区を越えて編成することができる。

前年度中体連以降に上記3つの条件での実績がある場合は、当年度についても県中体連会長の承認を経て、引き続き合同チームを編成して岐阜県大会に参加することができる。

<承認の手続き>

- ・ 合同チームを編成する場合は、各学校の校長が合同チーム編成の申請書を期日までに地区中学校体育連盟会長に提出する。

<その他>

- ・ 詳細については、毎年岐阜県中学校体育連盟から発出される「岐阜県中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規程」を参照すること。

③ 中学校総合体育大会への参加

校長は、中学校総合体育大会開催種目において、学校管理下以外のスポーツ関係団体等で活動している生徒が参加を申し出た場合は、一時的に顧問(引率教師)を位置付け、該当生徒が大会に参加できるようにする。なお、合同チームはこの限りではない。

3 学校部活動の管理について

(県ガイドラインp6,7「活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定」より)

(1) 活動時間

<平日>

- ・始業時刻前に活動を行うかどうかについては、その活動が生徒の健康安全上や教職員の勤務時間の視点から真に必要なかを判断すること。
- ・放課後の活動終了時刻は、各学校が生徒の下校時の安全確保ができるよう、日没時刻を考慮して学校が設定する。
- ・1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。

<休日>

- ・1日の活動時間は半日以内(3時間程度)とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

(2) 休養日

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(3) 活動時間や休養日に関する留意点

- ・運動部活動及び文化部活動における活動時間や休養日については、成長期にある生徒が、運動、食事、及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から設定する。
- ・校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、岐阜市が策定した方針に則り、学校部活動の活動時間及び休養日等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- ・テスト週間中やテスト期間中は、活動しないことを原則とする。
- ・夏季休業中の閉庁期間については、全国大会等が迫っている部活動を除き、活動日を設けない。
- ・年末年始やお盆期間等は、生徒の家庭や地域の行事等への参加を保障するよう、活動日を設けない。
- ・第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする。

(4) 大会及び対外試合・コンクール等への参加

- ・生徒への配慮とともに、保護者の負担も考慮し、年間を通して参加する大会や対外試合、文化芸術等の大会・コンクール等を精選し、計画的に参加する。

(5) スポーツ傷害の未然防止を含めた健康管理と事故防止

(県ガイドライン p 8 「生徒の心身の健康管理と事故防止」より)

① 生徒の健康管理

- ・顧問は、保健調査票や運動器検診等の健康診断の結果、保護者からの情報提供により、個々の生徒の既往症等の健康状態を事前に把握するとともに、活動中に声を掛け、生徒の反応を見て、疲労状況や精神状況を把握しながら指導する。
- ・顧問は、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意する。

② 事故の未然防止

- ・校長は、けがや事故を未然に防止し、安全な運動部活動を実現するため、全ての顧問が通信機器を用いた救急機関等への連絡の手順と方法等、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備する。
- ・顧問は、施設設備、用具等の定期的な安全確認を行うとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。
- ・顧問は、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付けさせたりして、積極的に自分や他人の安全を確保することができるよう指導する。推薦

③ 熱中症事故の未然防止

- ・気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動は原則として行わない。
- ・顧問は、梅雨時や夏季など熱中症の心配がある時期の活動において、休憩を十分取り塩分・水分補給などを確実にいき、生徒の健康管理について万全の体制で活動を行う。
- ・顧問は、高温や多湿時の広域的な大会等に止むを得ない事情により参加する場合には、参加生徒数の配慮及び健康観察、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康に関する管理と教育を徹底する。
- ・顧問は、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

(6) 適切な会計処理 (県ガイドライン p 12 「適切な会計処理」より)

① 部費

- ・部費等の徴収については、保護者会が互いの理解を得て行うものとする。中学校は保護者会において目的や用途等を明確にするよう助言する。
- ・部費等の徴収については、保護者の相談に応じることはあっても、顧問は決定などについて関与しない。

② 会計

- ・会計担当は、保護者代表とし、顧問は部費の管理や運用を行わない。
- ・会計処理は、保護者代表が行うものとし、執行や会計について保護者会で承認を得る。
- ・部費等の管理方法は、口座管理を原則とし、できる限り現金を取り扱わない。

③ 物品等の購入にかかる業者の選定

- ・物品購入に関しては、保護者会等で業者の選定を公正に行うとともに、選定の経過を明確にする。また、価格についても保護者に過重な負担とならないよう留意する。

(7) 選手移動

- ・大会、練習試合への参加で活動場所への選手移動は、公共交通機関の利用を原則とする。
- ・公共交通機関を利用する場合は、顧問又は保護者代表が同行し、生徒の安全確保に努める。
- ・自転車を利用する場合は、移動経路や人数などを考慮しながら安全確保を第一とする。生徒には、ヘルメットの着用及び交通ルールの遵守を事前に指導した上で、顧問や保護者が同行し、拠点で安全指導を行うなど、安全確保に努めながら指導できる体制を取る。
- ・タクシー、貸切バスを利用する場合は、顧問又は保護者が同行し、移動途中の生徒の状況が把握できるようにする。
- ・公共交通機関等での移動ができない場合は、責任と移動手段について保護者に一任する。

4 学校部活動の指導

指導については、教育活動であることを念頭に置き、教職員として自覚ある指導に徹し、以下の点を十分に踏まえることとする。

(1) 指導にあたって

- ①生徒の人権や人格を尊重する。
- ②生徒の自主性を尊重する。
- ③生徒の発達段階を考慮した指導を心がける。
- ④生徒のバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間の設定を心がける。
- ⑤生徒の心理的特徴に配慮した指導を心がける。
- ⑥勝利至上主義に陥らない指導に努める。
- ⑦顧問間や外部指導者などと役割分担を十分協議し、連携した指導体制をつくる。
- ⑧結果だけでなく過程を大切にし、生徒達の努力を進んで賞賛する。

(2) 顧問の役割

部活動顧問の役割は、部の運営や活動に関わる部員の生活指導、技術指導など多岐にわたる。指導方針や部の目標達成に向かう生徒達を支援する為に顧問は複数配置が望ましく、顧問間や社会人指導者、保護者等と役割を分担して、活動が充実するよう以下の点について特に努める。

【顧問の役割の具体】

- 年間・月活動計画等の作成
- 部員名簿、緊急連絡網等の作成
- 部長、学年代表等の生徒の組織づくり
- 保護者会との連携、連絡調整
- 外部指導者等との連携、連絡及び謝金等の申請
- 保護者会、顧問会議への出席
- 部活動備品、用具、ユニフォーム等の管理
- 地域や競技団体との連絡調整

【外部指導者との協同】

- 実技・技術指導
- 部員の健康状態の把握
- 部員の健康管理
- 事故防止と安全指導
- 部のミーティング
- 活動記録の活用 等

- 他校、大会組織、中体連専門部会との連絡
- 校内部活担当、管理職等との連絡調整
- 事故、けが等の養護教諭、管理職等の関係者への報告
- 各種大会への参加のための部員輸送に関わる連絡調整

① 生徒の状況把握

生徒の状況を把握することは、部活動指導においても重要であり、状況に応じた柔軟な対応が顧問に求められる。

次のことに心がけ、生徒の状況把握に努める。

(ア) 活動中や活動前後の健康状態を確認する。

・けがや疾病対応については、特に万全の対応を心がける。医療機関の受診、保護者や関係者と連絡しながら活動の内容や時間、けがや疾病、熱中症等に対する配慮や対応を確実に行う。

(イ) 生徒とのコミュニケーションを大切にす。

(ウ) 生徒が発するシグナルを見逃さないようにする。

(エ) 活動日誌等を活用し、生徒の状況を把握する。生徒との接触が難しいときは個人ノートなどを活用する。

また、次のことにも留意する。

(ア) 会議等で顧問が部活動に立ち会えないときは、必ず他の顧問等に活動中の指導・監督を依頼するとともに、生徒への安全指導、練習内容の修正など、適切な処置を講ずる。また、緊急時の対応についても生徒と確認をしておく。

(イ) 技術指導以外にも、部活動の顧問としての役割は多岐にわたる。他の顧問と役割分担をしておく。また、生徒とともに学ぶ姿勢をもち、他の教師や書物から学んだり、研修会等に参加したりするなど、種目への理解を深めるよう努める。

(ウ) 部員が少ない場合でも、生徒の充実した活動のために最善を尽くす。

(エ) 大会やコンクールなどに出場できない生徒に対しても、練習試合や発表会などで成果を発揮する場を設けるなど様々な工夫をする。

② けがに対する対応

活動中(大会、練習試合等を含む)のけがについては、医療機関で診察、治療を受ける。また、保護者への連絡をその場で確実にを行うと同時に管理職等への報告を行う。

活動中の事故については、独立行政法人「日本スポーツ振興センター」による医療費補助が行われるので、養護教諭と連携の上、確実に手続きを行う。

なお、その際以下の点について確実に実施されていることが条件となる。

<独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規定>より抜粋

…学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害給付を行う…

(ア) あらかじめ学校がその責任において、指導計画をたて参加したもの

(イ) 解散するまでの間、児童生徒の行動等について教師の適切な指導が行われるもの

さらに、この規定に「実施が妥当であるか否かが検討され、教育計画に位置付けられるもの」とあり、内容や時間に無理がなく部活動として妥当な活動であることが前提となる。

(3) 外部指導者

「外部指導者」とは、「岐阜市部活動指導員」「岐阜市中学校部活動社会人指導者」又は「校長の委嘱がある各部の社会人指導者」のことをいう。

① 学校の基本方針に基づく技術指導

部活動で外部指導者に求められるのは、生徒のニーズに応える質の高い専門的な技術指導と教育者としての適切な指導である。

委嘱する上で、学校として以下のことを確認する。

【適正な関係のために】

(ア) 学校の基本方針に沿った指導

学校が示す部活動指導の基本方針に基づき、外部指導者と学校・保護者が歩調を合わせ、生徒の活動を支え、指導していくことが重要である。

(イ) 学校(顧問教師)との連携を密にした指導

活動の管理・運営の主体は学校であるため、活動中の事故やトラブルが発生した場合、その責任は一外部指導者に留まらず、学校に及ぶことになる。よって指導内容や練習方法、対外試合への参加や選手、参加者の起用、決定等について十分顧問と協議し、了解を得て行うことが必要である。

(ウ) 学校(顧問)の立場を尊重した協力姿勢

外部指導者に、技術的な指導力があることやボランティア精神に基づいて熱心に指導していることについて、顧問や保護者は感謝の念を抱いている。しかし、外部指導者の意向を尊重しようとするあまり、意見が言いにくいといったケースも見られる。

こうしたことも踏まえ、外部指導者自らが顧問の言葉に耳を傾け、互いの意見を尊重し合うことができる関係を日頃から築くことが大切である。

(エ) 教育者としての基本事項や法令等に基づく指導を行う

教師は、法令に基づき公正中立の立場で指導することが厳しく求められる。体罰やハラスメントなどの違法行為は許されるものではなく、学校教育の信頼に関わる重要な問題である。生徒の指導にあたる者として、外部指導者にも適切且つ公正な指導姿勢が求められる。そのため、顧問も含め、以下のような点について留意する。

- 学校教育、社会教育の一翼を担っているという自覚をもつこと。
- 学校の立場に立って、考え、判断すること。
- 生徒の健康観察や体調管理を行い、安全に留意し活動を行うこと。
- その場の感情に流されることなく、冷静な判断の下、指導にあたること。
- 体罰や恫喝・暴言、威圧は絶対にしないこと。
- 選手選考などをたてにした指導をしないこと。
- 一部の保護者や生徒の意見で動かず、広い見地に立ち行動すること。
- 生徒の個人情報の保護に配慮すること。
- 常に顧問と報告・連絡・相談を行うこと。

② 管理・運営に対する助言・協力

外部指導者は、その種目について専門的な知識を有することから、顧問に対して「段階的な指導」、「効率的な指導」といった視点からの助言・協力が求められる。特に、顧問教師がその運動種目や活動の経験や指導経験が浅い場合には、安全確保という面で生

徒の発達段階や経験の度合いに応じた段階的な指導、考えられる危険を回避する指導や練習内容のあり方について積極的な助言が求められる。

- ・校長が委嘱した外部指導者は、中学校総合体育大会のコーチ・マネージャーに登録することができる。
- ・岐阜市が委嘱する部活動指導員（学校教育法施行規則第78条に該当する者）は、部活動指導員単独で引率・監督を行うことができる。

③ 指導者の資質向上・体罰の根絶

- ・体育協会をはじめとしたスポーツ関係団体とも連携し、競技力と同時に心身の健全な成長をめざす指導力の向上を図る。
- ・県が主催する部活動指導者講習会への参加を求める。
- ・校長は、運動部活動に関わる指導者の資質向上に努める。

<社会人指導者のサービス>：岐阜市中学校部活動社会人指導者派遣事業実施要項

(1) 学校の部活動指導の基本方針及び校長の指導方針に基づいて指導にあたる

(2) 学校の教員同様に教育者として、法令等に基づいた、適切かつ公正な指導を行う。

(体罰や暴言、ハラスメントや不適切な身体接触などの行為や違法行為の禁止)

- ・体罰等を行った顧問に対しては、当該部活動の指導を中止するとともに、教育委員会の指導の下、厳正に対処する。
- ・外部指導者が体罰等を行った場合には、教育委員会または校長による委嘱を解き、部活動への指導にあたさせない。

地域クラブ活動指針

令和5年6月

ぎふ魅力づくり推進部

目次

1 基本方針

- (1) はじめに
- (2) 岐阜市における「休日の部活動の地域移行」

2 地域クラブ活動の運営について

- (1) 運営団体・実施主体
- (2) 各クラブにおける運営や連携の例

3 地域クラブ活動の管理について

- (1) 適切な活動基準の設定
- (2) 活動場所
 - ① 想定される各施設
 - ② 学校施設の利用・管理の在り方
- (3) 活動
- (4) スポーツ傷害の未然防止を含めた健康管理と事故防止
 - ① クラブ員の健康管理
 - ② 事故の未然防止
 - ③ 熱中症の未然防止
 - ④ けがに対する対応
- (5) クラブ費・会計
 - ① 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
 - ② 保険の加入
 - ③ その他、留意事項
- (6) 選手の移動

4 地域クラブ活動の指導

- (1) 指導にあたって
- (2) 地域クラブの役割
- (3) クラブ員の状況把握
- (4) 指導者
 - ① 適切な指導の実施
 - ② 指導力の向上
 - ③ 教職員の兼職兼業

1 基本方針

(1) はじめに

本指針は、休日の「学校部活動」が地域に移行した「地域クラブ活動」を対象としている。

休日の部活動の地域移行については、国が令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けたことを受け、岐阜県は令和7年度末までにすべての学校部活動の休日の活動を新たな地域クラブ活動へと移行することを目標とした。岐阜市においても、市内における地域の実情等を踏まえ、可能な限り早期の地域移行の実現を目指し、3年間で休日の部活動の地域移行の完了を目指すとともに、地域クラブ活動が将来にわたり、持続可能な運営を行うことで中学生が地域でスポーツ・文化芸術に親しむことのできる環境の充実に取り組む。

本指針は、岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを基にし、岐阜市における地域クラブ活動の指導、運営や管理等の拠り所となる共通理解事項等についてまとめた。

総合型地域スポーツクラブ及び保護者クラブ（地域クラブ活動）は、本指針を踏まえた目的や活動内容、運営方法等が記された規約等を作成するとともに、本指針を遵守した活動を行うこととする。

(2) 岐阜市における「休日の部活動の地域移行」

【スポーツ庁及び文化庁が示す方向性】

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）及び文化部活動の地域移行に関する検討会提言（令和4年8月9日）には、以下のように示されている。

休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、平日の部活動の地域移行についても視野に入れ、休日の部活動の地域移行とともにできるところから取り組むことが考えられる。地域移行の在り方や方法については、地域の状況に応じ様々な形となることが考えられ、柔軟な体制づくりを進めることが必要である。また地域移行完了時期については、少子化の進行や学校の働き方改革の進展を踏まえ、できる限り早期とすることが望ましいが、一方で、地域における環境の整備充実には一定の時間を要することから、令和5年度の休日の部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末までを改革推進期間として、段階的な地域移行を進めながら、令和8年度以降の持続的に取り組むことが可能な体制を整備する。

【岐阜市が目指す姿】

将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する。そのために、学校だけで実施していた活動を、学校と地域が一体となった活動に変えていく。ただし、学校部活動の教育的意義や役割については地域単位の活動においても継承・発展させる必要があるため、学校と連携しながら学校部活動から地域クラブ活動として行うことができるようにする。

改革推進期間である令和5年度から7年度までの3年間は、全ての休日部活動を学校部活動から保護者クラブへと移行を進めることを目標とする。ただし、総合型地域スポーツクラブがある3つの地域（精華、長森・日野、三輪）の休日部活動は、種目によっては総合型地域スポーツクラブへと移行する。岐阜市は、令和5年度から地域クラブ活動における社会人指導者の単独指導を認め、地域で指導にあたる社会人指導者への謝金支払いの仕組みを整備した。

令和5年度から、ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課内に、部活動地域移行推進係を設置し、教育委員会や学校と連携して、休日の学校部活動を地域クラブ活動に移行していく。まず休日の地域クラブ活動は社会人指導者が指導する仕組みを構築し、人材バンクを整備することにより社会人指導者を確保し、派遣できるようにしていく。次の段階として、保護者クラブと地域のスポーツ少年団や文化サークル活動、スポーツクラブといった民間団体などの新たな受け皿として検討を進めるとともに、地区の実情に応じて活動地域の整理・統合も行い他地区との合同による持続可能な運営体制を構築することを目指す。

以上の取組の推進により持続可能な運営体制を構築し、地域における地域クラブ活動としての「岐阜市が目指す姿」とする。

2 地域クラブ活動の運営について

(1) 運営団体・実施主体

- ・令和5年4月時点における、地域クラブ活動の運営団体・実施主体とは、総合型地域スポーツクラブ・保護者クラブ（以下、地域クラブ）のことである。本指針が対象とする保護者クラブとは、これまで土日どちらかで行ってきた学校部活動に置き換わって実施する地域クラブのことを指す。なお、複数の地域の保護者クラブが統合して設立する団体も想定される。
- ・地域クラブは、これまで部活動で様々な責任問題に対応する学校に代わって、スポーツや文化芸術の環境をマネジメントする役割を担うことになるため、生徒である地域クラブ員（以下、クラブ員）が安全安心に参加することができ、保護者も安心して任せることができる団体とする。
- ・地域クラブは、指導者との連絡調整を行い、緊密に地域クラブ活動社会人指導者と連携し体制を整備する。例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定する。
- ・スポーツ・文化芸術団体等の地域クラブ活動中におけるクラブ員同士のトラブルや事故等の対応については、管理責任は地域クラブにあるが、学校や市の事務局と連携して対応する。
- ・文化系地域クラブについて、学校によっては美術や吹奏楽部など校舎内で行う場合、教職員の見届ける必要があり、負担が生じる。よって、運営にあたっては、文化芸術団体等の組織や地域の公民館等を使用することや、複数の学校が合同して実施することも考えられる。

(2) 各クラブにおける運営や連携の例

【地域クラブにおける運営や連携の例】

- 休日と平日で指導者が異なる場合には、部活動顧問と地域クラブ指導者、さらには保護者会等で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等を共有する機会を設ける。
- 運営や活動に関して地域クラブは協議を行い、指導者と連携を図ったうえで本指針やクラブの規約に基づいて運営する。
- 新たに1年生のクラブ員が加入する4月や、3年生のクラブ員が多く退会し体制が新しくなる9月などクラブ員の構成に変化がある時期（年2回を目安）に保護者会の開催を原則とし、その他必要に応じて開催する。
- 保護者会に際しては、クラブ加入者の全保護者で構成し、運営する方針等の確認、伝達の会とする。

3 地域クラブ活動の管理について

(1) 適切な活動基準の設定

- ・地域クラブは、クラブ員の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

<平日>

- ・1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。
- ・学校部活動に引き続き実施する場合においても、合わせて2時間程度とする。

<休日>

- ・1日の活動時間は半日以内（3時間程度）とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

○休養日

- ・週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・休日のみ実施する場合は、原則としてどちらか1日を休養日とする。
- ・平日に学校部活動や新たな地域クラブ活動の時間が十分に取れない場合は、両日とも活動することを認めるが、生徒に過度な負担がかからないよう配慮する。（両日実施する場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、クラブ員が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○活動時間及び休養日に関する留意点

- ・活動時間及び休養日については、成長期にあるクラブ員が、運動、食事及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から設定する。
- ・中学校がテスト週間中やテスト期間中は、活動しないことを原則とする。
- ・夏季休業中の中学校の閉庁期間については、全国大会等が迫っている地域クラブを除き、活動日を設けない。
- ・年末年始については、クラブ員の家庭や地域の行事等への参加を保障するよう、活動日を設けない。

- ・第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする。

(2) 活動場所

① 想定される各施設

- ・運動系については、小・中学校の体育館やグラウンド、市民体育館、多目的運動場、市民球場等の市が運営するスポーツ施設、その他スポーツ施設を使用する。
- ・文化・科学系については、中学校の音楽室、美術室等をはじめ、公民館、コミュニティセンター、生涯学習センター、その他文化施設を使用する。

② 学校施設の利用・管理の在り方

- ・活動場所については、各地域クラブが手配する。小・中学校の施設を利用する場合、「岐阜市立学校等体育施設開放使用申請書」を提出し、許可を得て使用する。
- ・文化系について、音楽室、美術室等を使用する場合、他の教室に入ることがないように用具保管のための倉庫の設置やスマートロックの設置に伴う扉の改修等を進める。
- ・施設設備、用具等の定期的な安全点検を行うとともに、指導者が活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。

(3) 活動

- ・地域クラブは、地域の実情に応じ、クラブ員の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、また、総合型地域スポーツクラブは他の世代向けに設置されている活動に、クラブ員と一緒に参画することができるようにするなど柔軟に運営する。
- ・地域クラブは、地域で実施しているスポーツ・文化芸術活動の内容等をクラブ員や保護者に対して周知する。

(4) スポーツ傷害の未然防止を含めた健康管理と事故防止

① クラブ員の健康管理

- ・本人・保護者からの情報提供等により、個々のクラブ員の健康状態を事前に把握するとともに、できる限り活動中のクラブ員の様子を見届け、疲労状況や精神状況を把握しながら監督する。
- ・計画的な活動により、各クラブ員の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう指導者と連携する。

② 事故の未然防止

- ・けがや事故を未然に防止し、安全な地域クラブ活動を実現するため、全ての監督者が救急機関等への連絡の手順と方法等、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、地域クラブとしての安全管理体制を整備する。
- ・施設設備、用具等の定期的な安全確認を行うとともに、クラブ員の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。
- ・クラブ員自身が、安全に関する知識や技能について、積極的に自分や他人の安全を確保することができるよう努める。

③ 熱中症の未然防止

- ・梅雨時や夏季など熱中症の心配がある時期の活動については、休憩を十分取り塩分・水分補給などを確実にいき、クラブ員の健康管理について万全の体制で活動を行う。
- ・高温や多湿時における活動については、延期や中止、時間の短縮を含めた運営の見直し等、

柔軟な対応を行う。

- ・熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

④ けがに対する対応

- ・緊急時の連絡先等を確認し、保護者同士で連携して適切な対応ができるようにする。
- ・活動中(大会、練習試合等を含む)のけがについては、医療機関で診察、治療を受ける。
- ・保護者への連絡をその場で確実に行うことに加え、総合型地域スポーツクラブの事務局又は、保護者クラブ保護者代表等への報告及び学校への連絡を行う。
- ・活動中の事故について、スポーツ安全保険の対象となるため、確実に手続きを行う。

(5) クラブ費・会計

- ・会計担当を地域クラブから代表を選任する。

① 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ・選手移動費用等別途経費が生じた場合は、保護者会で協議し、了解のうえ、集金ができる。
- ・地域クラブは、クラブ員や保護者に対して、加入説明会の際に、費用等に係る理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定する。
- ・地域クラブは、会費や指導者への謝金(岐阜市地域クラブ活動社会人指導者登録をしていないクラブが独自で依頼している指導者)の支払い等は口座で管理し、公正かつ適切な会計処理を行い、適宜、会計報告等を実施する。

② 保険の加入

- ・地域クラブは、活動状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料のスポーツ保険等を選定し、指導者や参加するクラブ員に対して、保険への加入を義務付ける(市の社会人指導者は、市でスポーツ安全保険に加入する)。
- ・加入する保険については、自身のけが等を補償する保険だけでなく、個人賠償責任保険も保障対象となる保険を選定する。
- ・規約等にも保険加入に関する条項を位置付ける。

※地域クラブ活動は、学校部活動と異なり、独立行政法人「日本スポーツ振興センター」による医療費補助の対象とならない。

③ その他、留意事項

- ・地域クラブ活動に関わる運営経費の徴収については、地域クラブが決める。
- ・その際、保護者の経済的負担に配慮する。また、用具や練習着、遠征などにかかる費用などの必要性を十分に説明し、同意を得る。
- ・物品購入に際して、保護者会にて商品の選定、注文のとりまとめ、代金の立て替え、業者への支払などを行う。
- ・保護者同士の協力体制の確立に努める。
- ・地域クラブの活動に必要な貸借料金の使用、用具等の購入は保護者会で協議する。
- ・会費の徴収や執行は、地域クラブで行う。
- ・会計担当は会費の管理や執行、会計報告の適正な管理運営を行う。
- ・活動時やクラブの行き来の事故により損害賠償責任を負った場合に備え、賠償保険に加入することも協議する。

(6) 選手の移動

- ・大会や練習試合、遠征などでのクラブ員の移動手段は公共の交通機関の利用を原則とする。徒歩や自転車による集合の場合は、事前の安全確認を確実に行う。
- ・公共交通機関を利用する場合は、保護者代表が同行し、クラブ員の安全確保に努める。
- ・自転車を利用する場合は、移動経路や人数などを考慮しながら安全確保を第一とする。クラブ員には、ヘルメットの着用及び交通ルールの遵守を事前に確認した上で、保護者が同行し、拠点で安全確認を行うなど、安全確保に努める体制を取る。
- ・タクシー、貸切バスを利用する場合は、保護者が同行し、移動途中のクラブ員の状況が把握できるようにする。
- ・公共交通機関等での移動ができない場合は、責任と移動手段について保護者に一任する。

4 地域クラブ活動の指導（監督者及び指導者）

地域クラブの監督及び指導者が指導する際には、以下の点を十分に踏まえることとする。

（１）指導にあたって

- ①クラブ員の人権や人格を尊重する。
- ②クラブ員の自主性を尊重する。
- ③クラブ員の発達の段階を考慮した指導を心がける。
- ④クラブ員のバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間の設定を心がける。
- ⑤クラブ員の心理的特徴に配慮した指導を心がける。
- ⑥勝利至上主義に陥らない指導に努める。
- ⑦地域クラブは社会人指導者などと役割分担を十分協議し、連携した指導体制をつくる。
- ⑧結果だけでなく過程を大切にし、クラブ員の努力を進んで賞賛する。

（２）地域クラブの役割

地域クラブ及び指導者の役割は、クラブの運営や活動に関わるクラブ員の技術指導をはじめ多岐にわたる。指導方針やクラブの目標達成に向かうクラブ員を支援するために複数の大人で監督することが望ましく、社会人指導者、保護者等と役割を分担して、活動が充実するよう次の点について特に努める。

- 年間・月活動計画案の作成
- クラブ員名簿、緊急連絡網等の作成
- クラブ長、学年代表等のクラブ員の組織づくり
- 保護者同士の連携、連絡調整
- 指導者等との連携、連絡
- 地域クラブにおける保護者会の開催
- クラブ活動備品、用具、ユニフォーム等の管理
- 他の地域クラブ、大会組織、中体連との連絡
- 事故、けが等の対応及び保護者への連絡方法
- 各種大会への参加のためのクラブ員輸送に関わる連絡調整

【外部指導者との協同】

- 実技・技術指導
- クラブ員の健康状態の把握
- クラブ員の健康管理
- 事故防止と安全指導
- クラブのミーティング
- クラブ活動記録の活用 等

（３）クラブ員の状況把握

地域クラブ及び指導者が活動中のクラブ員の状況を把握することは、重要であり、状況に応じた柔軟な対応が求められる。

次のことに心がけ、クラブ員の状況把握に努める。

○活動中や活動前後の健康状態を確認する。

- ・けがや疾病対応については、特に万全の対応を心がける。医療機関の受診、保護者や関係者と連絡しながら活動の内容や時間、けがや疾病、熱中症等に対する配慮や対応を確実に行う。

○クラブ員とのコミュニケーションを大切にする。

○クラブ員が発する不安や悩み等のシグナルを見逃さないようにする。

○活動日誌等を活用し、クラブ員の状況を把握する。

また、指導者は次のことにも留意する。

- ・研修会等に参加したりするなど、種目への理解を深めるよう努める。
- ・クラブ員が少ない場合でも、充実した活動のために最善を尽くす。
- ・大会やコンクールなどに出場できないクラブ員に対しても、練習試合や発表会などで成果を発揮する場を設けるなど様々な工夫をする。

(4) 指導者

指導者は、主として「岐阜市地域クラブ活動社会人指導者」及び「地域クラブが独自に指導を依頼する外部指導者」である。

指導者に求められるのは、生徒のニーズに応える質の高い専門的な技術指導と教育者としての適切な指導である。

指導者として、以下のことに留意する。

法令等に基づき公正中立の立場で指導することが厳しく求められる。体罰やセクシャルハラスメントなどの違法行為は許されるものではない。以下のような点について留意する必要がある。

- 社会教育の一翼を担っているという自覚をもつこと。
- クラブ員の健康観察や体調管理を行い、安全に留意し活動を行うこと。
- その場の感情に流されることなく、冷静な判断の下、指導にあたること。
- 体罰や恫喝・暴言、威圧は絶対にしないこと。
- 選手選考などをたてにした指導をしないこと。
- 一部の保護者やクラブ員の意見で動かず、広い見地に立ち行動すること。
- クラブ員の個人情報の保護に配慮すること。
- 常に地域クラブと報告・連絡・相談を行うこと。

① 適切な指導の実施

- ・指導者及び地域クラブは、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- ・指導者は、クラブ員との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得し、指導にあたる。
- ・指導者は、中学校運動部活動指導手引（スポーツ庁ホームページ）を活用して、指導を行うことや、県が主催する部活動指導者講習会へ積極的に参加する。

- ・各競技団体・スポーツ少年団の指導者、競技・活動経験のある大学生、文化芸術団体の指導者など、様々な関係機関から指導者を確保することが考えられる。
- ・体育協会をはじめとしたスポーツ関係団体とも連携し、競技力と同時に心身の健全な成長を目指す指導力の向上を図る。

＜社会人指導者のサービス＞：岐阜市地域クラブ活動社会人指導者派遣事業実施要項

法令等に基づいた、適切かつ公正な指導を行う。

(体罰や暴言、ハラスメントや不適切な身体接触などの行為や違法行為の禁止)

- 体罰等を行った場合、当該地域クラブ活動の指導を中止するとともに、ぎふ魅力づくり推進部の指導の下、厳正に対処する。
- 外部指導者が体罰等を行った場合には、ぎふ魅力づくり推進部または地域クラブ長により委嘱を解き、地域クラブ活動への指導にあたらせない。

② 指導力の向上

- ・岐阜県が公益財団法人岐阜県スポーツ協会と連携し、指導者育成研修会が継続的に開催されるため、その研修会に社会人指導者は可能な限り参加する。
- ・研修会において、効果的な練習方法、スポーツ医・科学、コンプライアンス、アンガーマネジメント、体罰、ハラスメントの根絶等について学び、指導力の向上に努める。
旨定された研修を終えた指導者には、指導者ライセンスが交付される。

③ 教職員の兼職兼業

- ・専門的な知識や技量、指導経験があり、かつ新たな地域クラブ活動での指導を強く希望する教職員は、兼職兼業届により社会人指導者になることができる。その際、小学校の教職員で指導を希望する者も、兼職兼業の手続きをすることができる。
- ・兼職兼業の際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことも事前確認する。